

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（案）について」に関する御意見の募集の結果について

令和4年11月
厚生労働省医薬・生活衛生局
医療機器審査管理課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（案）について、令和3年12月27日から令和4年1月25日まで電子政府の総合窓口等において御意見を募集しましたが、本改正案に関する御意見は寄せられませんでした。

皆様の御協力に厚く御礼申し上げます。